

宝塚市の給与・定員管理等について

市職員の給与や定員管理等についてお知らせします。

この公表は総務省が定める共通様式を用いて公表しています。

なお、「広報たからづか」令和元年 12 月号に掲載していますが、広報誌の紙面の都合上、概要版となっています。

■ 職員の給与について

市職員の給与は、給料と地域、扶養、住居、通勤及び期末・勤勉手当などの職員手当を合わせたもので構成され、地方自治法と地方公務員法の規定により、市議会の議決を経て定められた条例に基づいて支給しています。

また、市職員の給与改定は、生計費、国や他の地方公共団体の職員・民間企業従業員の給与などのバランスを考慮して、人事院が行う給与改定の勧告に準じて決定されます。

■ 公表様式について

宝塚市では総務省が定める共通様式を用いて、職員の給与・定員管理等を公表しています。

他の地方公共団体の給与・定員管理等については総務省が提供する（[地方公共団体給与情報等公表システム](#)）をご覧ください。

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (年度末時点)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考)
						平成29年度の人件費率
平成30年度	人 233,950	千円 75,624,948	千円 376,279	千円 14,425,671	19.1%	18.9%

(注) 1 人件費には職員給与のほか退職手当や年金、健康保険、災害補償費などの使用者負担金、特別職に支給される給与、報酬などを含みます。

2 実質収支は、歳入歳出の差引額から、翌年度に繰り越すべき財源を除いたもので、黒字か赤字かの指標となります。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				1人当たり給与費 (B/A)	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成30年度	人 1,457 (51)	千円 5,423,774	千円 1,992,109	千円 2,433,886	千円 9,849,769	千円 6,531	千円 6,369

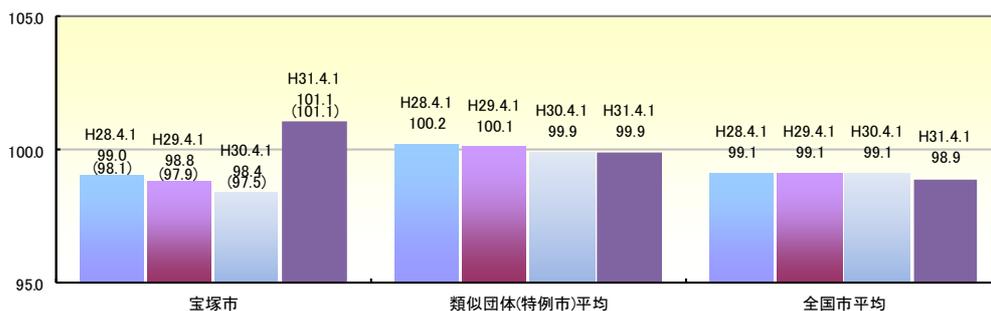
(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、給与実態調査を基礎とし、平成30年4月1日現在の人数です。

3 「職員数 A」欄の () 人数は再任用短時間勤務職員数（別掲）です。

4 給与費には再任用短時間勤務職員の給与費が含まれています。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。
 （補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給率）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※ラスパイレス指数が100を超えている理由及び改善の見込み

ラスパイレス指数は、職員構成を学歴別・経験年数階層別に区分し、各団体の職員構成が国の職員構成と同一と仮定して算出するものです。

ラスパイレス指数が100を超えている要因として、国との職員構成や昇格制度の違いが挙げられます。

いわゆる団塊の世代の定年退職等による退職者数の増加に伴い、管理・監督職への昇格年齢が低下し、経験年数の短い職員が管理・監督職に昇格しています。これは、公務員の給与決定の原則の1つである職務給の原則により、職務の複雑、困難及び責任の程度に応じて給与を決定するため、経験年数が国の職員と同じでも、国の職員よりも早く管理・監督職に昇任することで、国の職員より給料月額が高くなるため、ラスパイレス指数を上昇させる要因となっています。

また、国では最終学歴が高校卒の職員が本省の課長級以上の役職になることは稀ですが、本市では高校卒・短大卒の職員であっても能力に応じて部長等の管理職へ登用しています。そのため、高校卒・短大卒の職員に係るラスパイレス指数が国よりも高く、このこともラスパイレス指数を上昇させる要因となっています。

今後の改善の見込みとしては、給料表の引き下げや初任給基準の2号給引き下げ、55歳昇給停止の導入等、給与制度の見直しを平成31年度から順次実施しているため、今後はラスパイレス指数は徐々に低下していく見込みです。

なお、平成28年から平成30年までのラスパイレス指数が100を下回っている理由は、平成28年度から3年間の時限的な本市独自の給与カットを行ったためであり、その復元による影響で平成31年は大幅に上昇していますが、給与カット実施前の平成27年度のラスパイレス指数（102.3）からは1ポイント以上低下しています。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し [実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職員に適用する行政職給料表について、国の引き下げ率を上回る平均3%の引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表についても、行政職給料表との均衡を踏まえて引下げを実施。

② 地域手当の見直し

(支給割合) 平成28年度～平成30年度については、国基準15%に対し、宝塚市においても15%を支給すると規定していましたが、給与減額措置として14%に据え置いて支給。

(実施時期) 平成27年4月1日から実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、平成27年4月1日時点は13%、給与改定により平成27年4月1日に遡及し14%、平成31年4月1日から15%を支給。

(参考)

	平成26年度の 支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度～ 平成30年度の 支給割合	令和元年度の 支給割合
		4月1日時点	遡及改定後		
国基準による 支給割合	12%	13%	14%	15%	15%
宝塚市の 支給割合	12%	13%	14%	14%	15%

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 ■ 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成31年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
宝塚市	40.1歳	310,424円	411,452円	392,088円
兵庫県	44.3歳	336,400円	429,399円	390,581円
国	43.4歳	329,433円	-	411,123円
類似団体	41.5歳	315,915円	421,096円	368,138円

② 技能労務職

	公務員					民間			参考
	平均年齢	人数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A / B
宝塚市	45.6 歳	189 人	338,527 円	435,522 円	401,671 円	-	-	-	-
清掃職員	44.9 歳	51 人	337,578 円	466,467 円	401,987 円	廃棄物処理従業員	45.9 歳	296,600 円	157.27%
給食調理員	43.0 歳	52 人	320,029 円	385,570 円	381,974 円	調理師	42.1 歳	268,100 円	143.82%
用務員	47.9 歳	44 人	355,630 円	457,869 円	421,019 円	用務員	55.6 歳	211,600 円	216.38%
兵庫県	55.4 歳	427 人	336,000 円	401,593 円	370,323 円	-	-	-	-
国	50.9 歳	2,431 人	287,312 円	-	329,380 円	-	-	-	-
類似団体	50.3 歳	137 人	323,147 円	397,603 円	362,513 円	-	-	-	-

	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	市職員(C)	民間(D)	C / D
宝塚市	-	-	-
清掃職員	7,427,373 円	4,102,900 円	181.03%
給食調理員	6,338,493 円	3,624,100 円	174.90%
用務員	7,443,503 円	2,883,400 円	258.15%

(注) ※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータ（平成 28 年～30 年の 3 ヶ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。宝塚市の数値は、正規職員のみでの平均値であり、パート雇用者や 60 歳以上の者は含みません。

一方、民間数値は、パート雇用者や 60 歳以上の者までを含む平均値であり、市職員とは対象範囲が異なり、正確な比較値ではありません。

※年収ベースの「公務員 (C) 」及び「民間 (D) 」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③ 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
宝塚市 (幼稚園教諭)	40.5 歳	305,623 円	379,713 円
兵庫県	41.4 歳	357,200 円	417,340 円
類似団体	38.3 歳	299,553 円	359,047 円

④ 消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
宝塚市	37.1 歳	295,532 円	406,381 円
類似団体	39.3 歳	312,119 円	422,395 円

(注) 1 ①から④の各表の「平均給料月額」は、平成 31 年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などすべての諸手当の額を合計したものです。期末手当、勤勉手当、退職手当は除かれます。

また、「平均給与月額 (国ベース) 」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）

区分		宝塚市	兵庫県	国
一般行政職	大学卒	185,500円	187,200円	180,700円
	高校卒	155,800円	153,000円	148,600円
技能労務職	高校卒	155,800円	149,600円	146,000円
	中学卒	138,400円	-	138,000円
教育職 (幼稚園教諭)	大学卒	185,500円	対応職種なし	対応職種なし
	高校卒	155,800円		
消防職	大学卒	195,900円	-	-
	高校卒	166,500円		

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額額の状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	257,977円	365,057円	375,967円	398,494円
	高校卒	-	320,350円	367,950円	373,767円
技能労務職	高校卒	-	-	348,267円	372,700円
	中学卒	-	-	338,767円	359,800円
教育職 (幼稚園教諭)	大学卒	261,450円	326,800円	397,700円	-
消防職	大学卒	272,500円	352,800円	371,150円	416,700円
	高校卒	-	332,100円	354,100円	407,800円

(注) 「-」が記載されている区分は、該当者がいないため表示していないものです。

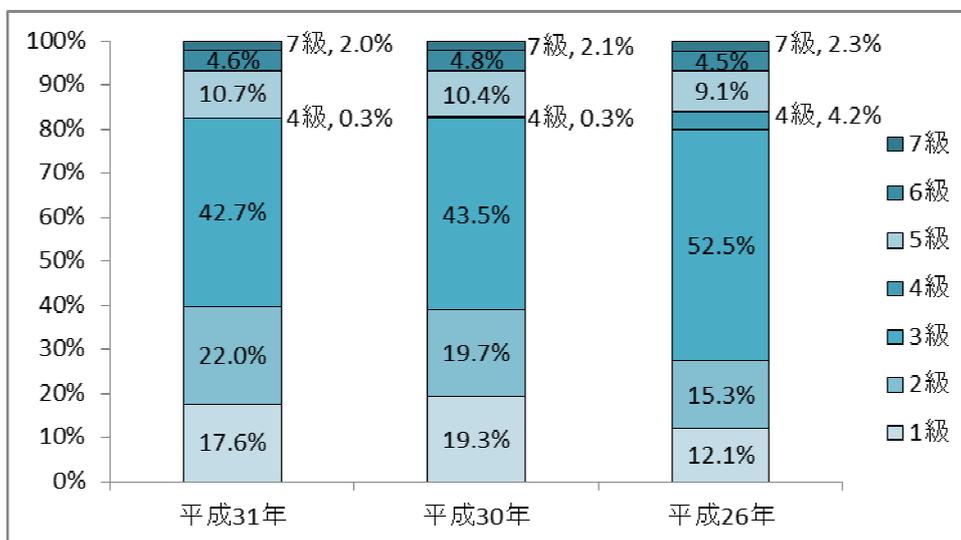
3 ■ 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況及び給料表の状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）

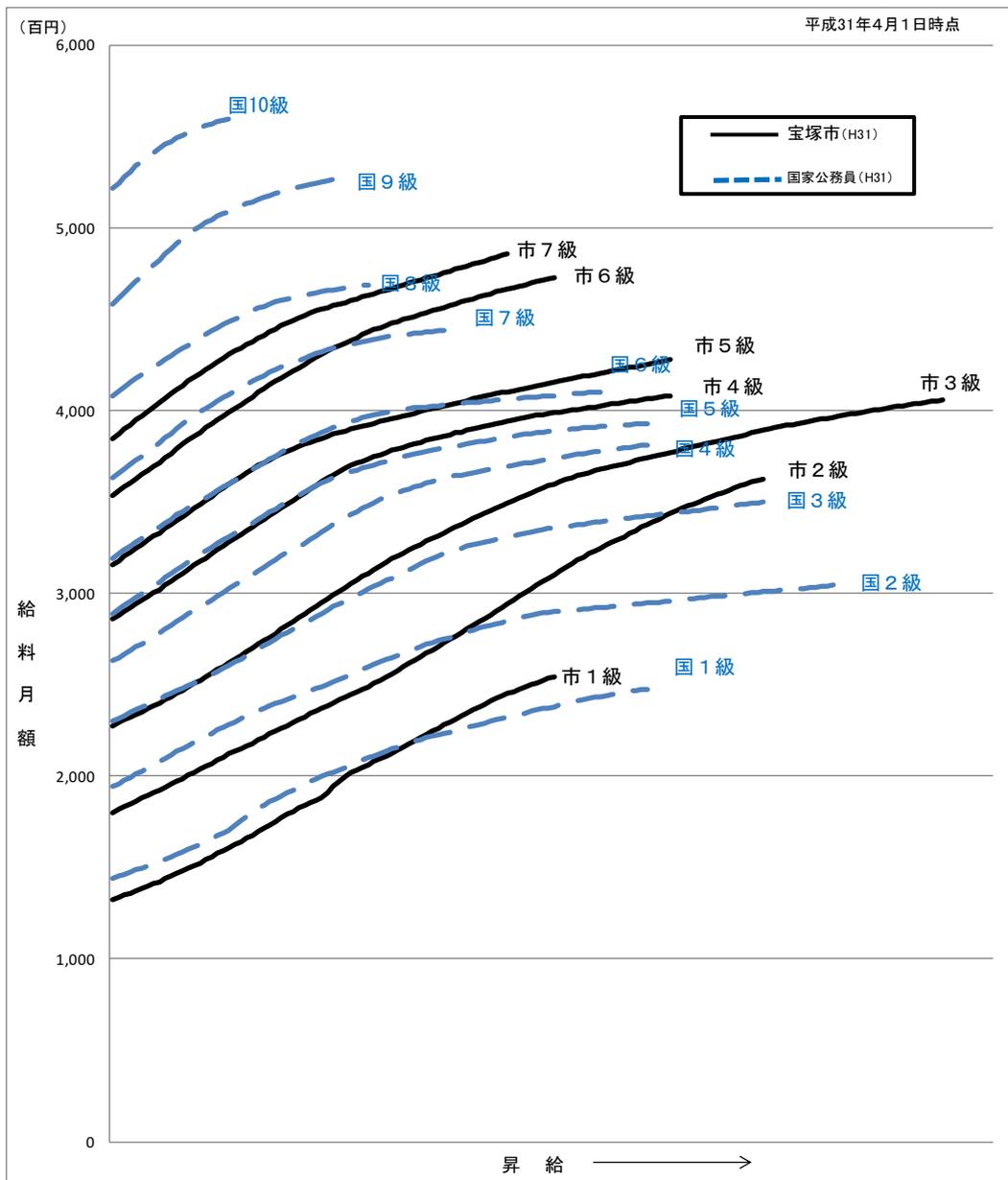
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	理事・技監・部長	15人	2.0%	384,600円	485,700円
6級	室長	34人	4.6%	353,700円	472,800円
5級	課長	79人	10.7%	315,600円	427,500円
4級	副課長	2人	0.3%	285,600円	408,100円
3級	係長・主任	315人	42.7%	227,700円	405,600円
2級	事務職員・技術職員	162人	22.0%	180,100円	362,700円
1級	事務職員・技術職員	130人	17.6%	132,500円	254,300円

(注) 1 宝塚市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成31年4月1日現在）



(3) 昇給への勤務成績の反映状況

平成31年4月2日から令和2年4月1日現在 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○			
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分	○	○		
標準の区分のみ(一律)	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない	○			
活用予定時期	未定			

4 ■ 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

	宝塚市		兵庫県		国	
1人当たりの平均支給額 (平成30年度)	1,604 千円		1,877 千円		- 千円	
支給割合 (平成30年度)	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
	2.6 月分 (1.45 月分)	1.85 月分 (0.9 月分)	2.6 月分 (1.45 月分)	1.85 月分 (0.9 月分)	2.6 月分 (1.45 月分)	1.85 月分 (0.9 月分)
加算措置の状況	職制上の段階、職務の級等による加算措置あり ・ 職務段階別加算 2.5%~10%		職制上の段階、職務の級等による加算措置あり ・ 役職加算 5%~20% ・ 管理職加算 10%~20%		職制上の段階、職務の級等による加算措置あり ・ 役職加算 5%~20% ・ 管理職加算 10%~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○		
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率			○	○
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（平成 31 年 4 月 1 日現在）

勤続年数	宝塚市		国	
	自己都合	勤奨・定年	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分
その他加算措置	定年前早期退職特別措置 2~30%		定年前早期退職特別措置 2~45%	
平均支給額	2,325 千円	22,716 千円	-	-

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成 30 年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（平成 31 年 4 月 1 日現在）

※民間企業の賃金、物価及び生計費が特に高い地域に支給されるもの

支給実績(平成30年度決算)			845,667千円
支給職員一人当たり平均支給年額(平成30年度決算)			556千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
市域全域	14%	1,519人	15%

(4) 特殊勤務手当

支給実績(平成30年度決算)	45,825千円
支給職員一人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	103千円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成30年度決算)	29%
手当の種類(手当数)	13種類

特殊勤務手当の種類

種類	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成30年度決算)	左記職員に対する支給単価
清掃作業等手当	クリーンセンターに勤務する職員	じんかいの収集又は処理作業に従事したとき	7,525千円	1日 600円(荷重5トン以上のクレーンの運転業務に従事したときは、1日400円を加算する。)
災害対策業務従事手当	当該業務に従事した職員	水防本部若しくは災害対策本部が設置されているとき、又は市長が特に必要があると認めるとき、荒雨天等の現場における災害対策業務に従事したとき	644千円	1日 1,500円
防疫手当	医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外の職員で当該業務に従事した職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに市長がこれらに相当すると認める感染症の患者の消毒、看護又は診療に従事したとき	0千円	1日 290円
行旅病人等処理手当	当該業務に従事した職員	行旅病人の収容その他の処置をしたとき	0千円	1回 500円
火葬手当	市営火葬場に勤務する職員	行旅死亡人の収容したとき 死体の火葬に従事したとき	0千円 2,192千円	1回 1,000円 1回 500円
年末年始特別勤務手当	当該業務に従事した職員	12月29日から翌年の1月3日までの日又は市長が特に定める日に勤務したとき	4,047千円	1日 5,500円
消防夜間特殊勤務手当	消防本部に勤務する職員	消防業務のため隔日勤務したとき	15,276千円	1当務 700円
消火等業務手当	消防本部に勤務する職員 消防本部に勤務する救急救命士 消防本部に勤務する救急救命士以外の隊員	消火業務、救助業務又は水防業務に出勤したとき	1,606千円	1回 200円
		救急業務に出勤したとき	5,351千円	1回 250円(救急救命士法施行規則(平成3年厚生省令第44号)第21条各号に掲げる業務に従事したときは、1回510円)
		救急業務に出勤したとき	2,090千円	1回 150円
高所等作業手当	消防本部に勤務する職員	はしご(屈折を含む。)付消防ポンプ自動車で高所において消防業務等に従事したとき 潜水作業に従事したとき	85千円 46千円	1回 220円 1回 310円
主任技術者等手当	当該業務に従事した職員	電気主任技術者その他市長が特に必要があると認める主任技術者等に選任されたもの	531千円	月額 5,000円(電気主任技術者については、保安監督箇所が2箇所を超えるときは、1箇所増すごとに月額1,000円を加算する。)
緊急運転業務手当	消防本部に勤務する職員	消防用自動車(大型自動車又は中型自動車に限る。)を緊急自動車として運転する業務に従事したとき	312千円	1回 150円
		消防用自動車(普通自動車に限る。)を緊急自動車として運転する業務に従事したとき	14千円	1回 100円
		救急用自動車を緊急自動車として運転する業務に従事したとき	584千円	1回 50円
監督指導手当	当該業務に従事した職員	多数の作業員等を指揮監督する総作業長	185千円	月額 15,000円
		相当数の作業員等を指揮監督する作業長	1,316千円	月額 10,000円
		数人の作業員等を指揮監督する班長	2,228千円	月額 4,000円
医師特別調整手当	医療職給料表(一)の適用を受ける職員	医師特別調整手当 医療職給料表(一)3級の職務にある職員で36号給以上の号給に決定されたものうち市長が別に定める職員(以下この表において「部長級の職員」という。)	0千円	月額 220,000円
		医療職給料表(一)3級の職務にある職員(部長級の職員を除く。)	2,280千円	月額 190,000円
		医療職給料表(一)2級の職務にある職員で28号給以上の号給に決定されたもの	0千円	月額 150,000円
		医療職給料表(一)2級の職務にある職員で27号給以下の号給に決定されたもの	0千円	月額 125,000円
		医療職給料表(一)1級の職務にある職員	0千円	月額 105,000円

(5) 時間外勤務手当

決算年度	支給実績	職員一人当たり平均支給年額
平成30年度	272,825千円	181千円
平成29年度	268,214千円	178千円

(注) 職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員は「支給実績(30年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

区分	内容	平均支給額
扶養手当	配偶者 6,500円(室長級以上は3,500円) 子 10,000円 父母等 6,500円(室長級以上は3,500円) 16~22歳の特定期間の加算 5,000円	242,693円
住居手当	借家など 限度額 27,000円	145,563円
通勤手当	交通機関の利用者 限度額 55,000円 自動車の利用者 2,000円~36,600円 単車・自転車の利用者 2,000円~24,500円	93,206円

(注) その他の職員手当として、宿日直手当、休日勤務手当、管理職手当などがあります。

5 ■ 特別職の報酬等の状況

区分	給料または報酬	(参考) 類似団体における 最高/最低額	期末手当 (平成30年度の 支給割合)	退職手当		
				1期の手当額	算定方式	支給時期
市長	978,000 円	1,103,000円 / 643,500円	3.35月分	18,777,600 円	給料月額 × 在職月数 × 0.4	任期毎
副市長	795,800 円	920,000円 / 637,500円		9,167,616 円	給料月額 × 在職月数 × 0.24	
教育長	682,000 円	- 円 / - 円		4,419,360 円	給料月額 × 在職月数 × 0.18	
議長	711,700 円	758,000円 / 529,400円	3.35月分	-	-	-
副議長	639,400 円	708,000円 / 466,000円				
議員	587,000 円	664,000円 / 439,000円				

- (注) 1 地域手当として市長、副市長、教育長に給料月額の 15%を支給しています。
2 「1期の手当額」は、平成 31 年 4 月 1 日現在の給料月額および支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込み額です。

6 ■ 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

		職員数(一般職)			対前年 増減数	主な増減理由
		平成29年	平成30年	令和元年		
普通会計部門	議会	12	12	12	0	
	総務	223	234	251	17	地方議会選挙事務、再任用の正規への置換え、行革政策強化、県立大学の職員派遣、通学休業者の代替職員の配置
	税務	61	63	65	2	再任用職員の正規職員の置換え
	労働	2	3	4	1	事務の見直し
	農林水産	12	12	12	0	
	商工	18	19	17	△ 2	事務分担の見直し、派遣職員の業務変更
	土木	129	131	138	7	施設修繕業務増、用地買収業務増、都市マスタープラン事業増、再任用職員の正規職員の置換え、空き家施策の移管
	民生	326	332	336	4	障害者施策の業務増、監査業務増、課長職配置、産休者の補填、配置、役割分担の見直し
	衛生	139	138	144	6	霊園業務増、健康推進業務増、職員の職種替え、体制強化
	計	922	944	979	35	(参考)人口1万当たり職員数 40.23人 (類似団体(施行時特例市)の人口1万当たり職員数 45.13人)※1
	教育部門	269	274	265	△ 9	公民館の指定管理制度導入、再任用の勤務日数変更、職員配置の見直し
	消防部門	235	239	240	1	体制強化
	小計	1,426	1,457	1,484	27	(参考)人口1万当たり職員数 62.09人 (類似団体(施行時特例市)の人口1万当たり職員数 62.53人)※1
	公営企業会計等部門	病院	611	623	636	13
水道		78	78	77	△ 1	職員配置の見直し
下水道		20	20	20	0	
その他		47	49	51	2	徴収体制の強化、育児休業代替、島根への職員派遣
小計		756	770	784	14	
合計	2,182 (2,442)	2,227 (2,442)	2,268 (2,442)	41 (0)	(参考)人口1万当たり職員数 94.90人※1	

- (注) 1 職員数は、一般職に属する職員数です。
 2 合計欄の()内は、条例定数の合計です。
 3 上表は、定員管理調査に基づく数値です(国民健康保険診療所の職員は、病院部門に含みます)。
 4 人口一萬当たり職員数はH30.4.1現在の職員数に基づくものです。

※ 平成23年3月に策定した定員適正化計画に基づく取組の結果、平成31年4月1日付の再任用を含めた職員数は計画の見通しどおりとなりました。

平成31年4月1日時点で、前年度に比べて職員数が増加しているのは、福祉施策における業務量の増加や、公民館業務の委託への対応のためです。今後も引き続き、定員の適正化に努めます。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成31年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
平成26年	6人	114人	209人	190人	170人	205人	258人	283人	190人	181人	162人	22人	1,990人
平成31年	5人	141人	230人	283人	265人	210人	202人	249人	283人	196人	166人	38人	2,268人

(3) 職員数の推移

単位：人

部門別	年度							過去5年間の増減数(率)
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年		
一般行政	827	832	881	922	944	979	152 (18.4%)	
教育	259	256	257	269	274	265	6 (2.3%)	
消防	228	226	230	235	239	240	12 (5.3%)	
その他	45	43	46	47	49	51	6 (13.3%)	
普通会計等計	1,359	1,357	1,414	1,473	1,506	1,535	176 (13.0%)	
公営企業会計部門	632	668	706	709	721	733	101 (16.0%)	
総合計	1,991	2,025	2,120	2,182	2,227	2,268	277 (13.5%)	

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数